業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2025 年 9 月 18 日開催 (日本損害保険協会)]

1. 2025 事務年度のモニタリング方針について

- 〇 金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」を 2025 年 8 月 28 日付 で改正・公表し、同日より適用開始した。また、同月 29 日、2025 事務年度 の金融行政方針を公表した。
- 〇 ついては、こうした監督指針や金融行政方針も踏まえた 2025 事務年度の 保険会社等に対する監督・検査の方針等について、2点御説明する。

(1. 監督・検査に係る体制の見直し等)

- 2026年度、金融庁では、「資産運用・保険監督局」の設置を目指しており、 「資産運用・保険監督局」では、現在、監督局が担当している保険会社の監督等も担わせることを想定している。
- 一方、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から 大きく変わるものではなく、保険会社に対する一義的な監督・検査は、これ まで同様、保険課と財務局で実施することとなる。コンダクト、サイバーセ キュリティといった、専門的横断テーマのモニタリング担当部局は、「銀行・ 証券監督局」に置くことを想定しているが、局が分かれたとしても、密に連 携して様々な行政課題に対応していくことに変わりはない。
- 〇 また、2026 年度に向けては、2025 年 5 月に成立した改正保険業法の施行 を見据え、財務局を中心に、特定大規模乗合損害保険代理店等のモニタリン グ体制を整備するための定員増員要求等を行っている。
- 一方、当局、保険会社ともに、限られたリソースを有効に活用する必要があり、こうした観点から、今後とも、保険会社毎に対応すべき課題に優先順位をつけ、関係課室のリソースを柔軟に投じることで、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく方針である。
- くわえて、保険会社に限らず、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をすることになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供なのか等、性格を明確にする

ことに留意したい。性格が分からないなどの疑問やお気づきのことがあれば、 保険課に直接御連絡いただきたい。

(2. 監督・検査の着眼点)

- 2025 事務年度は、
 - 保険金不正請求事案や保険料調整行為事案の再発防止に向けた対応を 促すとともに、顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境を実現、法令 遵守態勢の確立に向けた取組について確認する。
 - 特に、顧客本位の業務運営の徹底の観点からは、乗合代理店における適切な比較推奨販売を確保するため、大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化に係る進捗や、保険会社の保険代理店管理のための体制整備の状況を確認する。
 - また、昨今の保険業界における情報漏えい事案等の問題が顕在化したことを踏まえ、保険会社等の適正な情報管理態勢の確保について確認する。
- 金融庁としては、こうした一連の不祥事案を受けた対応について、各損害保険会社の状況を確認するとともに、今後も監督指針の必要な改正、改正保険業法の施行に向けた準備を進める。各損害保険会社においても、我が国保険業の信頼回復を図るべく、気を引き締めて取り組んでいただきたい。
- また、大手損害保険会社を中心に、海外事業展開を含めた保険グループの 拡大が進んでおり、グループ全体で経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度 化を図っていくことが重要であることから、グループガバナンスの高度化に 向けた取組について確認する。
- 〇 さらに、今事務年度も各損害保険会社と、持続可能なビジネスモデルの確立に向けた取組について意見交換を行っていく予定であり、2025事務年度は特に、大手損害保険会社を中心に、企業向け保険のビジネス戦略などについて、確認を行いたいと考えている。

2. 損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進について

○ 近年、国内外で事業展開する企業は、自然災害の頻発・激甚化や地政学リスクの顕在化などにより、事業中断を余儀なくされるリスクや損失の拡大リスクが高まっていることから、企業のリスクマネジメントの取組みを強化していく重要性が高まっている。

- こうした中、損害保険の活用も含め、企業がリスクを適切に管理しつつ、 成長に向けた投資を推進していくことができるよう、2025事務年度は、損害 保険会社のほか、関係省庁や企業等の関係者間で共通理解の醸成に取り組ん でまいりたい。
- 損害保険会社においては、リスクマネジメントや保険商品に係る知見をリスクマネジメントの高度化に取り組む企業に共有する等、積極的な支援を行っていただきたい。

3. 工賃単価に関する情報提供について

- 〇 国交省に設置されている「事故車の保険修理の価格交渉に関する車体整備 事業者からの情報提供窓口」について、2025年8月より、車体整備事業者か ら同意が得られた情報については、各損害保険会社へ伝達する運用へ移行し たところである。
- 〇 各損害保険会社におかれては、車体整備事業者との価格交渉に関する丁寧 な対話を実施する上で、当該情報も活用いただきつつ、引き続き第一線の損害サービス部門への浸透に向けて、必要に応じて本社による関与・支援等も 行っていただきたい。

4. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 〇 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月 及び8月、日本損害保険協会に対し、要請文を発出した。
- 〇 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

5. 7~9月に発生した災害等に対する金融上の措置について

〇 令和7年台風第8号に伴う災害、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和7年8月20日からの大雨にかかる災害、令和7年台風第12

号に伴う災害、令和7年9月2日からの大雨に係る災害、令和7年台風第15号等に伴う災害及び令和7年9月12日からの大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

- 〇 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

| ○災害名 | | | | |
|-------------------------|---------------|---------|-------|--|
| 地方公共団体名 | 法適用日 | 管轄局 | 措置要請日 | |
| | (内閣府公表日) | | | |
| ○令和7年台風第8号 | | | | |
| 沖縄県 | 7月27日 (7月28日) | 沖縄総合事務局 | 7月28日 | |
| ○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波 | | | | |
| 岩手県 | 7月30日 (7月30日) | 東北財務局 | 7月30日 | |
| 北海道 | 7月30日 (7月30日) | 北海道財務局 | 7月31日 | |
| 青森県 | 7月30日 (7月30日) | 東北財務局 | 7月31日 | |
| 宮城県 | 7月30日 (7月30日) | 東北財務局 | 7月31日 | |
| 福島県 | 7月30日 (7月30日) | 東北財務局 | 7月31日 | |
| 静岡県 | 7月30日 (7月30日) | 東海財務局 | 7月31日 | |
| 三重県 | 7月30日 (7月30日) | 東海財務局 | 7月31日 | |
| ○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨 | | | | |
| 石川県 | 8月7日 (8月7日) | 北陸財務局 | 8月8日 | |
| 鹿児島県 | 8月7日 (8月8日) | 九州財務局 | 8月8日 | |
| 山口県 | 8月10日(8月10日) | 中国財務局 | 8月12日 | |
| 熊本県 | 8月10日 (8月11日) | 九州財務局 | 8月12日 | |
| 福岡県 | 8月10日 (9月8日) | 福岡財務支局 | 9月9日 | |

| ○令和7年8月20日からの大雨 | | | | |
|-----------------|---------------|-------|-------|--|
| 秋田県 | 8月20日 (8月20日) | 東北財務局 | 8月21日 | |
| ○令和7年台風第12号 | | | | |
| 鹿児島県 | 8月21日 (8月28日) | 九州財務局 | 8月29日 | |
| ○令和7年9月2日からの大雨 | | | | |
| 秋田県 | 9月2日 (9月2日) | 東北財務局 | 9月3日 | |
| ○令和7年台風第15号等 | | | | |
| 静岡県 | 9月5日 (9月5日) | 東海財務局 | 9月5日 | |
| ○令和7年9月12日からの大雨 | | | | |
| 三重県 | 9月12日 (9月13日) | 東海財務局 | 9月16日 | |

注:内閣府公表日順

6. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする 人材プラットフォームである「REVICareer(レビキャリ)」について、御案内 する。
- レビキャリは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。
- 〇 既に大企業登録いただいている会社においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていることに、改めて感謝申し上げる。また、2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月から再開しているところ、登録者への周知をお願い申し上げる。
- 〇 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大 450 万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025 年 5 月 16 日に開催された「地方創生 2.0 に関する経済団体との意見 交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図って

いる。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。

- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリに登録いただくことも可能となっている。レビキャリへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御案内するので、お問い合わせいただきたい。
- なお、レビキャリの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。

7. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025 事務年度の金融行政方針は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたいと考えている。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

8. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA対象商品の拡充を 含む制度の充実」「NISAに係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に 係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直 し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の

手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」を要望している。

○ 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様においても、 引き続き、御協力をお願いしたい。

9. 公益通報窓口等について

- 〇 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥 事や不正が相次ぐ中、2025 事務年度の金融行政方針でも触れたとおり、金融機 関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。
- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の 主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本 位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に 努めていただきたい。

(以 上)